⑹　次に掲げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

・設計管理技術者　設計管理技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者で、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格を有する者。

・照査技術者　照査技術者は、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、下記のいずれかに該当する者又はその者と同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、照査技術者は設計管理技術者を兼ねることができない。

①　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

②　技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］の資格保有者。

③　ＲＣＣＭ［鋼構造及びコンクリート部門］の資格保有者。

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認結果通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑺　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑻　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上、３社で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑼　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　施工技術競争型総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価落札方式の仕組み

施工技術競争型総合評価方式とは、競争参加申請者に対して競争参加資格確認資料の提出に併せて、設計図面及び仕様書において、あらかじめ指定する範囲についての品質・安全・工程等に関する技術提案及び入札書を提出させ、技術提案の審査を行い、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定し、前もって提出された入札書のうち入札参加者の入札書を開封して入札を行い、契約制限価格の範囲内での技術評価点と価格評価点を加え合わせた総合評価点の最も高い者を落札者とする方式をいう。

⑵　技術提案書及び入札書の提出　競争参加申請者は、本工事の競争参加に必要な施工実績等を記載した技術資料（以下「技術資料」という。）を添付した申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）を提出すること。入札書は、封筒に封緘したものを提出すること。

⑶　プレゼンテーションに関する事項　提出された技術提案書の内容に係るプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの説明者は、原則として配置予定技術者とする。

⑷　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や新たなプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不採用とする。

技術提案は、入札価格の範囲内で無理なく実現できる提案であることが前提であり、過度なコスト負担等を要する「過度な技術提案」と判断した場合には、「不採用」とする場合がある。本工事における過度な技術提案とは、下記事例等を想定している。

・技術提案の実施において第三者との協議が必要な提案
・コンクリートの配合の変更及び混和剤の添加等が伴う材料の変更についての提案
・コンクリート表面保護工として含浸材などを塗布する提案
・ＰＣ鋼材や鉄筋・クラック防止シート等を追加配置する提案
・防食を施した鋼材（ステンレス鉄筋、エポキシ樹脂被覆ＰＣ鋼材、ステンレスＰＣ鋼材など）に変更する提案
・交通保安要員を追加配置する提案

技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。なお、技術提案書の提出が無かった場合、技術提案のプレゼンテーションに参加しなかった場合又は記載の技術提案のうち１項目でも不可のある場合は、不適格とし、入札参加者として選定しない。なお、技術提案の実施において第三者との協議が必要な技術提案は採用しない。評価項目①～③のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不適格がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」、「技術提案数が所定の提案数を超えている場合」は不適格とする。また、評価項目①～③の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

①―１　管理体制・手法
①―２　管理体制・手法
②―１　品質管理
②―２　品質管理
③　環境対策

⑸　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとし、技術提案書の枚数は、評価項目①―１～①―２ごとにＡ４片面２枚以内、評価項目②―１、②―２～③ごとにＡ４片面３枚以内、全体でＡ４片面13枚以内とし、文字サイズ10ポイント以上で１行あたり48文字以内、１ページあたり42行以内とする。規定枚数を超えた場合は評価指標の「不適格」とする。また、評価項目②～③に関する提案数は、それぞれ最大３提案までとし、所定の提案数を超えている場合は、その評価項目に関するすべての提案は評価指標の「不適格」とする。提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは評価しない。以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て評価しない。

【複数提案とみなす例】

技術提案　○○による品質管理
実施方法等　●●を設置する。
　　▲▲を実施する。
　　■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

共通注意事項　※⑷に示す「過度な技術提案」と発注者が判断したものは評価しない。